

## **VII 戦争犠牲者の援護**



# 1 旧軍人，軍属等及び遺族の方への給付金等とは

## 1 本人に支給されるもの

種 類	要 件
普通恩給	最短恩給年限（注）以上在職して退職した方
一時恩給	引き続き3年以上在職し，最短恩給年限に達しないで退職した方
一時金	通算3年以上在職し，最短恩給年限に達しないで退職した方
傷病恩給	増加恩給，傷病年金及び特例傷病恩給を指し，公務のため又は職務に関連してけがや病気にかかったりしたことにより，一定程度以上の障害のある旧軍人等の方
障害年金	公務（業務上）又は勤務に関連してけがや病気にかかったりしたことにより，一定程度以上の障害のある旧軍人以外の方
障害一時金	障害年金の受給権のある方で障害の程度が第1款症から第5款症までの方（障害年金に代えて選択できる。）

（注） 普通恩給は，軍人等の公務員が一定の年数以上勤務して退職したときに支給されますが，この一定の年数のことを「最短恩給年限」といい，公務員の種類によって次のように決められています。

なお，この年数は，実際に勤務した年数（実在職年）と特殊な勤務に服した場合に割増計算される年数（加算年）とからなっています。

（旧軍人：兵・下士官12年，准士官以上13年，文官等17年）

## 2 遺族の方に支給されるもの

種 類	要 件
普通扶助料	普通恩給の受給権を有する者の遺族
一時扶助料	一時恩給の受給権を有する者の遺族
遺族一時金	一時金の受給権を有する者の遺族
公務関係扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族など
遺族年金 遺族給与金	公務傷病による第2款症以下又は勤務関連傷病による障害年金受給者で平病死した方の遺族
傷病者遺族特別年金	平病死した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族

種 類	要 件
障害者遺族特例年金	公務傷病による第2款症以下又は勤務関連傷病による障害年金受給者で平病死した方の遺族
弔 慰 金	S12.7.7 以後公務上又は勤務に関連して傷病にかかり、これにより、S16.12.8 以後に死亡した方の遺族
戦没者等の妻に対する特別給付金	公務扶助料、遺族年金等の年金給付を受ける権利を有する戦没者の妻 請求書の提出先は、請求者のお住まいの市区町村です。
戦没者の父母等に対する特別給付金	公務扶助料、遺族年金等の年金給付を受ける権利を有する戦没者の父母又は祖父母で戦没者以外に子も孫もいない方
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	基準日(特別弔慰金の受給権を確認する日)において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料、遺族年金等の年金給付の受給権者がいない遺族 請求書の提出先は、請求者のお住まいの市区町村です。 ※ 第11回特別弔慰金の請求期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までです。

### 3 戦傷病者の妻に支給されるもの

種 類	要 件
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	恩給法又は援護法に基づく年金給付を受けているか又は一時金を受けたことがある方で、第5款症以上の障害を有している方の妻 請求書の提出先は、請求者のお住まいの市区町村です。

〔問い合わせ先〕 県社会福祉課（援護恩給班） TEL 022（211）2563  
E-mail syahuke@pref.miyagi.lg.jp

## 2 戦傷病者手帳を受けるには

旧軍人・軍属・準軍属であった方で、その在職中に公務上のけがをしたり、病気に罹ったりした方には、戦傷病者手帳が交付されます。

### 1 対象となる方

旧軍人（旧陸海軍部内の文官等を含む）・軍属（雇傭人等）・準軍属（被徴用者、戦闘参加者等）で在職中にその勤務のために、又は勤務に関連してけがをしたり、病気に罹ったりした方で、傷病恩給や障害年金などを受けている方や公務上の傷病が認められた方です。

### 2 手帳交付申請手続きに必要な請求書類

#### (1) 傷病恩給（障害年金）の既裁定者

- ① 住民票の写し又は戸籍謄本か抄本
- ② 恩給証書の写し又は裁定通知書の写し
- ③ 恩給診断書
- ④ 写真2枚（縦4cm 横3cm 上半身無帽 1年以内に撮影したもの）

#### (2) (1)以外の方（公務傷病について、厚生労働大臣から認定を受けた方）

- ① 住民票の写し又は戸籍謄本か抄本
- ② 履歴申立書及び履歴書
- ③ 事実証明書、現認証明書
- ④ 症状経過書
- ⑤ 請求時の医師又は歯科医師の診断書
- ⑥ 写真2枚（縦4cm 横3cm 上半身無帽 1年以内に撮影したもの）

### 3 援護の内容

手帳を交付された方は、障害の程度に応じて次の援護が受けられます。

ただし、その都度、都道府県知事に請求の手続きが必要です。

- ① 療養の給付（療養費の支給）
- ② 療養手当の支給
- ③ 葬祭費の支給
- ④ 更生医療の給付
- ⑤ 補装具の支給及び修理
- ⑥ 国立保養所への収容
- ⑦ JR無賃乗車券の取扱い
- ⑧ その他 各種税・航空運賃・NHK放送受信料・公営住宅入居・不在者投票・貯金等の面において優遇措置があります。

### 4 問い合わせ先

県社会福祉課（援護恩給班）

TEL 022（211）2563

E-mail syahuke@pref.miyagi.lg.jp

又は お近くの戦傷病者相談員

### 3 中国残留孤児・婦人の帰国者の方に対する支援は

中国残留邦人等は長期に中国に残留したことにより、日本語が不自由な状況にあり、生活習慣も異なることから、地域に定着しても地域からの孤立や貯蓄もできず老後に不安を抱えている等の現状に対して、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための次の支援策が行われています。

#### 1 老齢基礎年金の満額支給

帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、特例的に保険料の追納を認めるとともに、追納に必要な額は、全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金を支給できるようにするものです。満額の老齢基礎年金を受給するには、申請が必要です。申請の受付期間は要件に当てはまってから5年間です。

##### (1) 対象者

本邦に永住帰国した中国残留邦人（樺太残留邦人を含む。）で次のいずれの要件も満たす者（以下「特定中国残留邦人等」という。）

- ① 明治44年4月2日以後に生まれた者
- ② 昭和21年12月31日以前に生まれた者（昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた中国残留邦人等に準ずる事情にある者として厚生労働省令で定める者を含む。ただし、60歳以上の者に限る。）
- ③ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者
- ④ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者

##### (2) 実施機関

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室（電話：03-3595-2456）

#### 2 老齢基礎年金を補完する生活支援給付

老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合には、老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援給付（以下「支援給付金」という。）を行います。

##### (1) 対象者

- ① 上記1の特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
- ② 支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- ③ 支援給付に係る改正法の施行（平成20年4月1日）前に、60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受けている者

##### (2) 実施機関

- ・市；各市区福祉事務所
- ・町村；宮城県保健福祉部社会福祉課（生活自立・支援班）TEL：022（211）2517

##### (3) 内容

国が定めた基準により計算された支援給付金の額よりも特定中国残留邦人等の収入額が下回る場合に、その不足分が金銭又は現物により給付されます。支援給付金の基準や種類は、生活保護と同じですが、生活保護と比べて中国残留邦人等の方々が利用しやすいものとなっております。

#### 3 配偶者支援金の支給

中国残留邦人等と長年にわたり労苦をともにしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて配偶者支援金

が支給されます。(施行日：平成26年10月1日)

(1) 対象者

- ・特定配偶者（特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者）

(2) 実施機関

- ・市：各市区福祉事務所
- ・町村：宮城県保健福祉部社会福祉課（生活自立・支援班）TEL：022(211)2517

(3) 内容

特定中国残留邦人等が亡くなった場合、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して、配偶者支援金（特定老齢基礎年金（満額）の2/3相当額）が支給されます。

#### 4 地域社会における生活支援等

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくとともに、中国残留邦人等が地域の一員として暮らしていけるよう、地域における受け入れ活動の強化を図るものです。

(1) 対象者

中国残留孤児・婦人等の帰国者の方及び同伴帰国した家族

(2) 実施機関

県及び市町村

(3) 主な事業内容

① 身近な地域での日本語教育を支援する事業

- ・東北中国帰国者支援・交流センター等を活用した日本語学習支援

② 自立支援通訳、自立指導員等の派遣を支援する事業

- ・自立指導員の派遣

\*生活相談、福祉事務所等窓口仲介、日本語教室等手続介助及び職業訓練相談等の業務を行います。

- ・自立支援通訳の派遣

\*日本語に不自由な中国残留邦人等が医療機関を受診する場合などに、通訳を派遣します。

なお、自立支援通訳の派遣対象にならない呼び寄せ家族（2・3世に限る）の方に対しては、宮城県が独自に実施する「生活支援通訳」を派遣します。

③ 地域生活支援プログラムの実施

中国帰国者等の個々の実状とニーズを踏まえつつ、県、市町村及び各支援者（又は自立指導員）等が連携して、支援対象者（帰国者等）ごとに「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることを目的とします。

<主な支援メニュー>

- ・日本語等各種の学習及び交流事業等支援

\*日本語等各種学習、交流事業等への参加を希望する者に対する日本語学習等各種講座、交流事業及び生活相談等の紹介とあわせ、日本語学習等参加交通費及び教材費の支給を行います。

- ・訪中支援（原則中国帰国者等のうち一世）

\*親族訪問等のため一定期間中国等に渡航する場合

…渡航期間中の生活支援給付を継続して支給します。

…渡航費用は収入として認定しない取り扱いとします。

- ・自学自習者に対する適切な教材等の紹介

\*自学自習のための適切な情報の提供を希望する者に対し、個々の自学自習に適した教材の相談や適時のアドバイスを行い、学習に必要な教材費の支給を行います。

・就労に役立つ日本語等の資格取得支援

\* 就労に役立つ日本語等の資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に添った各種学校法人等を紹介し、学費等及び資格取得のための受験料を支給します。

など

〔問い合わせ先〕 ○仙台市を除いた県内にお住まいの方  
東北中国帰国者支援・交流センター TEL：022(223)1152

○仙台市にお住まいの方  
仙台市健康福祉局社会課 TEL：022(214)8158